

重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱

(昭和50年6月7日埼玉県生活福祉部長決裁)

(趣旨)

第1条 県は、重度心身障害者の福祉の増進を図るため、医療保険等の一部負担金について支給したときは、当該市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいい、「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び社会保険各法をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

2 この要綱において「重度心身障害者」とは、県内に住所を有する者（障害者支援施設等入所者であって、市町村において対象者とした者にあつては、県内に住所を有する者とみなす。）のうち医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者であつてかつ次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害を有する者
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱で規定する「㊤」、「A」又は「B」の障害を有する者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有する者
- (4) 65歳以上75歳未満の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者
- (5) 75歳以上の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市（町・村）長の認定を受けている者

3 この要綱において「受給資格登録者」とは、重度心身障害者が一部負担金の助成を受けることを目的に市町村に登録申請を行ったことで、受給資格者として登録されている者をいう。ただし、以下に掲げる者は受給資格登録者となることはできない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者。ただし、前項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者にあつて、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の市（町・村）長の認定を受けた場合はこの限りでない。

4 受給資格登録者の登録期間は次号に規定する期間とする。

(1) 受給資格登録の申請日から受給資格消滅日までとする。ただし、身体障害者手帳に再認定年月、療育手帳に次回判定年月の記載がある場合又は精神障害者保健福祉手帳の場合の受給資格登録期間の終期は次のとおりとする。

ア 身体障害者手帳に再認定年月がある場合は、再認定年月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日

イ 療育手帳に次回判定年月がある場合は、次回判定年月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日

ウ 精神障害者保健福祉手帳の場合は、精神障害者保健福祉手帳の有効期限又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日

(2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当し、かつ市町村が条例又は規則でそれに係る内容を規定している場合は当該規定する日を申請日とみなす。

ア 身体障害者手帳（第2項第1号に規定する重度心身障害者に交付された手帳に限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（同項第3号に規定する重度心身障害者に交付された手帳に限る。）の交付を新規に受け、重度心身障害者となったときは、当該身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付日の属する月の初日

イ 他の市町村（特別区を含む。）から転入した重度心身障害者が転入後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に転入市町村に受給資格登録されたときは、住所を変更した日

ウ 重度心身障害者が第3項第1号から第3号に該当しなくなった後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に受給資格登録されたときは、該当しなくなった日

エ アからウに掲げるもののほか、重度心身障害者が災害その他やむを得ない理由により受給資格登録の申請をすることができなかつた場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、災害その他やむを得ない理由で当該申請をすることができなくなつた日

5 この要綱において「一部負担金」とは、受給資格登録者に係る医療について、医療保険各法又はその他の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規程による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。ただし、市（町・村）長が、一部負担金を受給者に代わり指定する医療機関等に直接支払っている場合若しくは埼玉県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に当該直接の支払いを委託して

いる場合（以下「現物給付若しくは現物委託」という。）は、現物給付若しくは現物委託がないものとして算定される額をいう。

（補助対象経費、補助率等）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、一部負担金（第2条第2項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）に相当する金額の助成金（以下「助成金」という。）とする。ただし、受給資格登録者の責め（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額につき補助金の対象経費としない。

2 前項の経費に対する補助率は、当該所要経費の2分の1とする。

ただし、補助金を受けようとする年度の前年度財政力指数（以下「財政力指数」という。）が1を超える市町村に対する補助率は、次号に定めるとおりとする。

(1) 前年度の補助率が1/2の市町村 5/12

(2) 財政力指数が1.1未満の市町村 5/12

(3) 財政力指数が1.1以上の市町村（(1)の場合を除く。） 1/3

3 前項の規定にかかわらず、さいたま市の補助率については6分の1とする。

4 前項の財政力指数は、補助金を交付する年度（以下「補助年度」という。）の前年度以前3か年における各年度の基準財政収入額を基準財政需要額（基準財政収入額及び基準財政需要額は地方交付税法（昭和25年法律第211号）で規定される額をいう。以下「基準額」という。）で除して得た数値（以下「単年度財政力指数」という。その数値に小数点以下第2位未満の数値があるときはこの端数を四捨五入するものとする。これ以下算出する数値について同じ。）の合計を3で除して得た数値とする。

5 規則第4条による申請日までに地方自治法（昭和22年法律第67号）で規定する市町村の廃置分合のうち合体及び編入により合併（以下「合併」という。）があった市町村にかかる前項の単年度財政力指数は、総務大臣による普通交付税及び地方特例交付金等の交付額の決定時において、合併後市町村の基準額が算定されている年度はこれにより数値を算出し、合併前のため合併後市町村の基準額が算定されていない年度においては、合併前の各市町村基準額の合計額により得られた数値を、合併後市町村の基準額とみなして、前項の例により算出することとする。

6 規則第4条による申請日後、補助年度内に合併があった市町村については、前項の規定にかかわらず、当該年度に限り、合併前の市町村が存在するものとして、合併前市町村の財政力指数により、それぞれ補助率を適用し、補助金を算定することとする。

7 市町村が、国民健康保険法第43条第1項の規定により、同法第42条第1項に規定する一部負担金の割合を減じた場合には、減じた割合に相当する金額を第1項の経費とみなす。

（所得制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、受給資格登録者が医療保険各法又はその他の規定による医療給付を受けた前年（1月から9月までの間の場合にあつては前々年）の受給資格登録者の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年7月4日政令第207号）（以下「政令」という。）第7条に規定する額を超える場合の助成金は、補助金の交付対象経費としない。ただし、ここでいう所得とは政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条によるものとする。

2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険

各法又はその他の規定による医療給付にかかる医療費助成については前項の規定を適用しない。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎年4月30日とする。

(変更申請手続)

第5条の2 この補助金交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付等の申請を行う場合には、様式第1号の2の申請書により毎年12月20日までに提出するものとする。

(記載事項等)

第6条 規則第4条第1項第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書及び変更交付決定通知書の様式は、様式第2号及び様式第2号の2のとおりとする。

(概算交付)

第8条 知事は、規則第5条の規定により交付決定した額を概算払の方法により交付するものとする。

第9条 削除

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、毎年3月20日とする。

(補助金の確定、精算交付)

第11条 規則第14条の交付確定通知書は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第14条の規定により確定した補助金については、速やかに精算交付するものとする。

(関係書類の保管)

第12条 市町村は助成金の支給に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、助成金の支給に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和50年10月1日から施行する。

2 昭和50年度の補助金交付申請書の提出期限は、第4条第2項の規定にかかわらず、昭和50年10月31日とする。

3 昭和50年度の補助金の交付の時期は、第7条第2項の規定にかかわらず、昭和50年12月とする。

4 第7条の規定は、昭和51年1月1日以降補助事業を開始する市町村に係る昭和50年度の補助金に関しては、適用しない。

附 則

この要綱は、昭和53年10月1日から施行する。ただし、様式第1号別紙、様式第2号、様式第3号については、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和60年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行前の診療に係る医療費の支給については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は昭和60年9月3日から施行し、改正後の要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年11月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年1月1日より施行する。

2 この要綱の施行前の診療に係る補助金の算定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 さいたま市については、第3条の規定にかかわらず平成26年度の補助率を3分の1とする。

2 この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行日の前日において重度心身障害者（第2条第2項第3号に規定する重度心身障害者を除く。）であった者については、第2条第3項の規定は適用しない。

附 則

1 さいたま市については、第3条の規定にかかわらず平成27年度の補助率を

3分の1とする。

2 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条第5項第2号イの規定は平成28年4月1日以降に他の市町村（特別区を含む。）から転入した重度心身障害者に、また、同号ウの規定は平成28年4月1日以降に第3項第1号から第3号に該当しなくなった重度心身障害者に適用し、同日前に転入した又は該当しなくなった重度心身障害者については、なお従前の例による

附 則

1 この要綱は平成31年1月1日から施行する。ただし、第3条第3項の規定は平成30年度分の補助金から適用する。

2 この要綱による改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受給資格登録者となるために市町村に登録申請を行った者（施行日以後に登録申請を行った者であって、第2条第4項第2号の規定により施行日前に登録申請を行ったとみなされる者を含む。）について適用し、施行日前に市町村に登録申請を行った者については、当該市町村から転出（引き続き当該市町村が助成する場合を除く。）しない限り平成34年10月1日から適用する。

3 平成30年12月31日以前に市町村に登録申請を行った者に係る医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る補助金の算定に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。